

ホームページの制作と公開に関するガイドライン

岐阜市立岩小学校

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、「岐阜市学校ホームページ作成・公開に関わるガイドライン」に基づき、岐阜市立岩小学校のホームページを利用した教育活動の有効・円滑な運用を目的として、Web上で配信される電子データを制作・公開する際の手続きなどを定めるものとする。

(ホームページ公開の目的)

- 2 今後の情報化社会や国際社会において必要な能力を児童に養成したり、本校の特色や教育活動についてWeb上で広く一般に紹介したりすることを目的として、ホームページを公開する。
 - (1) 本校の特色や教育活動について広く一般に紹介する。
 - (2) 本校児童の活動を保護者並びに地域に公開し、活動への理解と協力を得、開かれた学校を実現するために活用する。
 - (3) 児童の学習成果や活動を公開し、意見を求め、児童の学習をさらに深める。
 - (4) 肖像権、著作権、意匠権等を尊重した運用を通じ、児童が権利規定遵守の大切さを学ぶことができるようにする。
 - (5) 研究会案内や広報等、情報公開の手段の一つとして利用する。

(管理者)

- 3 公開するホームページは、学校長がその運営・管理にあたる。

(ホームページの制作)

- 4 本校のホームページは、岐阜市立岩小学校の児童および教職員が制作にあたる。
 - (1) ホームページの制作は、本ガイドラインに沿って行う。
 - (2) 児童がホームページを制作する場合は、教師の指導のもとで行う。

その際、教師は著作権などの知的所有権の侵害や他人への誹謗や中傷、個人情報の掲載等がなされないように十分に配慮し、指導する。
 - (3) ホームページに児童の意見、作品等を掲載する場合、教師は児童本人及び保護者に対して公開の許可を得なければならない。

(個人情報の保護)

- 5 本校の児童・教職員等の個人に関する情報をみだりに発信してはならない。

個人情報に対しては、プライバシーの保護について下記の事項を十分配慮した上で掲載にあたる。

 - (1) 児童の氏名は掲載しない。ただし必要と思われる場合は、掲載目的等を説明した上で、本人及び保護者の了承を得て名字のみ掲載する。学校関係者などの個人(大人)に対しては了承があれば氏名を掲載可能とする。
 - (2) 児童の写真を使う場合は、遠景の集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。

特に顔立ちのはっきりとわかる写真、名札が写っている写真は掲載しない。
(個人の特定ができないように加工した場合、及び、掲載ページにパスワードをつけて閲覧者を限定できるようにした場合は、掲載可能とする。)

- (3) 児童の意見、考え、主張・作品等については、教育上の効果が認められる場合において掲載することができるものとする。その際は、掲載目的等を説明した上で児童本人及び保護者の了承を得て、アクセス認証後に閲覧可能な掲載方法とする。(ただし、個人の特定ができないよう加工したり、画像を軽量化し拡大したとき判別ができないよう加工した場合は掲載可能とする。)
- (4) 住所、電話番号、生年月日、その他の個人に関する情報は掲載しないものとする。ただし、児童本人及び保護者の同意のもとに、趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。
- (5) 児童本人または保護者から発信内容の訂正や取り消し等の要請を受けた場合、学校長は適切かつ速やかに対処しなければならない。

(ホームページの公開)

- 6 本校のホームページ公開は学校長の指示により、運用担当者がこれを行う。
運用担当者は、速やかに岐阜市情報教育ネットワークセンターの該当サーバーに格納し、公開できるようにする。
 - (1) 本ガイドラインにある目的からはずれたページは登録を禁止する。
 - (2) 児童が教師の指導を経ずに制作したページは登録を禁止する。
 - (3) 本ガイドラインにある目的からはずれたリンクをはることを禁止する。

(日常の管理)

- 7 日常の管理は各ページの担当者と運用担当者が行う。
 - (1) 本ガイドラインに沿わない公開データを発見した場合、発見者は直ちに学校長に伝えなければならない。
 - (2) 学校長は、公開の停止や当該データの訂正等、適切な処置を運用担当者に指示する。

(禁止事項)

- 8 学校ホームページの健全な活用を行うため次の行為をしてはならない。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 企業や商品などの営利を目的とする宣伝行為
 - (3) 特定の政治・宗教活動に関する行為
 - (4) 学校の品位を傷つける行為
 - (5) 虚偽の情報を発信する行為
 - (6) 他人の名誉を傷つけたり誹謗中傷したりする行為
 - (7) ネットワークの正常な運用を妨害する行為
 - (8) その他法令及び規程等に違反する行為

平成20年8月25日制定

附則1：ガイドラインの修正

本ガイドラインは、毎年度末に見直し、必要に応じて修正するものとする。なお、年度内に問題が生じた場合、管理者は直ちにガイドラインの修正を行うように命じ、修正後は全職員への周知徹底を図る。

附則2：ガイドラインの周知徹底

本ガイドラインは、毎年、年度当初に職員会議で提案・確認し周知徹底に努める。